

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2		府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	中堅・中小企業向け融資促進支援のための時限措置			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度比増加額の一定割合について、損金として認められる税制特例の創設を要望するもの。</p> <p>※プロパー融資・金融機関が実行する国内勘定の企業向け融資のうち信用保証協会の保証がない法人事業性融資。</p> <p>・ 特例措置の内容 金融機関が実施する中堅・中小企業向けプロパー融資の前年度末比増加額の一定割合を、既存の一括評価貸倒引当金損金限度額に上乗せし、金融機関に減税インセンティブを与えることで中堅・中小企業向けプロパー融資の促進を図るもの。</p> <p>※プロパー融資・金融機関が実行する国内勘定の企業向け融資のうち信用保証協会の保証がない法人事業性融資。</p>			
〔関係条文〕	〔新設のためなし〕			
減収見込額	〔初年度〕 — （ — ）		〔平年度〕 — （ — ）	
	〔改正増減収額〕		（単位：百万円）	
要望理由	<p>（１）政策目的 コロナ禍により資金繰りがひっ迫している中堅・中小企業に対して金融機関がより円滑かつ積極的な融資を行える環境を整備することで日本経済の底支えを図る</p> <p>（２）施策の必要性 コロナ禍の影響が長引く中、資金繰りを含めた金融機関による事業者支援の必要性が増大。特に、制度融資ではカバーしきれない部分（プロパー融資）で金融機関に期待される役割は一層大きくなる。こうした中、金融機関が融資で積極的に新たなリスクを取ったとしても、税務上損金と認められる貸倒引当金は機械的に算出された低い水準に抑えられ、金融機関に税負担が生じることで貸出余力が損なわれうる。このため、金融機関が期待される役割を果たし続けるためには、リスクを負っても、貸出余力が損なわれないよう支援していくことが必要。</p>			
本要望に対応する縮減案	なし			
		ページ	2—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I - 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	当面の間
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>
<p>ページ</p>	<p>2—3</p>